

緊急事態宣言（令和3年8月2日から8月31日）の発令に伴う
保育所等*の利用について

日頃から、保育・教育施設の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、令和3年7月30日に、8月2日から8月31日までを対象期間とし、神奈川県に対し、政府による「緊急事態宣言」が出されました。保育所等の対応については、登園自粛を求めず、感染防止策を徹底しつつ、原則開所をお願いする旨が示されています。

そのため、市内の保育所等は原則開園とし、引き続き保育所等を利用いただけます。一方、新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組む必要があることから、可能な日には保育所等の利用をお控えいただくなど、ご協力をお願いします。

なお、利用料等については、以下の取扱いとなりますので、よろしくお願ひします。

※保育所等：認可保育所、地域型保育事業、横浜保育室（0～2歳児クラス）、年度限定保育事業

1 保育所等の利用にあたってのお願い

本市においても新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加しています。

日頃からお願いしているところではありますが、今回の緊急事態宣言中におきましても、感染拡大防止の観点も踏まえ、必要な日及び時間での保育所等のご利用を改めてお願いいたします。

（ご協力をお願いしたいことの例）

- ・仕事がお休みの日などには保育所等もお休みする
- ・在宅勤務の日については、通勤に要していた時間帯を除き、勤務時間に応じた利用とする など

※保護者が在宅勤務・テレワークであっても、オンライン会議や対外的な調整業務等のため家庭での保育が困難な状況があること、育児休業中であっても、きょうだい児の育児や保護者の体調、家庭の状況等により、保育を必要とする場合があることから、保護者の方からお申し出があった場合には必要な時間の保育を提供していただくよう施設にはお願いしています。

また、改めてのお願いになりますが、感染拡大防止のため、以下に該当する場合は、園へのご連絡にご協力をいただきますようお願いいたします。

【在園児】

- ① 発熱等の症状が見られた場合
- ② 新型コロナウイルス感染症に関して、濃厚接触者に特定された場合
- ③ PCR検査・抗原検査等の新型コロナウイルス感染症に関する検査を受ける場合
- ④ ③の検査結果が判明した場合

【在園児の家族】

- ① PCR検査・抗原検査等で陽性の判定が出た場合

2 その他

(1) 本市から登園自粛要請は行わないことから、令和3年8月2日から8月31日までの期間中の0～2歳児クラスの利用料（保育料）について、登園日数に応じた減額は行いません。

※園の職員や園児に新型コロナウイルスの感染者が発生し、休園した場合や横浜市として児童に登園自粛の要請を行った場合には、その期間の登園しなかった日数に応じて利用料を減額します。

(2) 園児や職員がり患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合などは、臨時休園とすることもあります。

＜問い合わせ先＞

保育・教育運営課	FAX : 664-5479
【保育所等の利用について】	671-3564
【横浜保育室の利用料について】	
保育・教育認定課	
【認可保育所、地域型保育事業の利用料について】	671-0255
保育対策課	
【年度限定保育事業について】	671-4469